

2021年度 東京都北区

新製品・新技術開発助成金

自らが主体となつて行う実用化の見込みがある
自社の新しい製品・技術に対して助成をします。

◆最大**300万円**を助成（助成対象経費の**3/4**）

◆コロナ対策製品・技術枠を新設します。

※通常枠 2社程度 コロナ対策枠 2社程度

◆申請受付期間 **4月15日(木)～5月14日(金)**

※9時から15時まで。土・日・月曜日は除きます。

※電話予約のうえ、内容をご説明いただける方がお越しく下さい。

電話予約は4月1日(月曜日)より受け付けいたします。

◆助成対象経費

- 原材料費
 - 副資材費
 - 機械装置・工具器具費
 - 工業所有権導入費
 - 技術指導受け入れ費
 - 外注費 [最大150万円、対象経費の1/2以内]
 - 直接人件費（ソフトウェア開発のみ）
[個人事業者自らに対する報酬は対象外]
[最大150万円、対象経費の1/2以内]
- ※消費税、振込手数料、交通費等の間接経費は対象外

採択された事業者様は、専門相談員による重点的な
支援が受けられます！

- 例) ・新製品・新技術開発に伴う、技術的な課題の相談
・開発後の販路拡大に関する相談



City of Kita

東京都北区 産業振興課 商工係

TEL 03-5390-1235 FAX 03-5390-1141

詳しくは北区HPをご覧ください→



【助成対象者】

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する、中小企業者のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(8)の条件を全て満たしている者。

- (1) 区内に本社又は主たる事業所を有する中小企業
- (2) 区内に事業主の住所がある個人事業者
- (3) 区内中小企業者 2 / 3 以上で構成された中小企業グループ
(2社で構成される場合は2社とも区内中小企業者の場合に限る)
- (4) 製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。
- (5) 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (6) 直近の事業税、住民税を滞納していないこと
- (7) 大企業が実質的に経営に参画していないこと
- (8) 同一事業の内容で他の公的機関から助成を受けていないこと

【申請から助成までの流れ(予定)】

